

## 外国為替証拠金取引約款

本外国為替証拠金取引約款(以下「契約約款」といいます)は、株式会社国泰キャピタル(以下「国泰キャピタル」といいます)と顧客との間の外国為替証拠金取引(以下「FX-Bridge 取引」といいます)、及び国泰キャピタルが顧客に提供する各種サービスに関しての権利や義務について定めた約款です。

顧客には、国泰キャピタルが交付した「FX-Bridge 外国為替証拠金取引説明書」(以下「取引説明書」といいます)、契約約款、及び「FX-Bridge に関する取り決め事項」(以下「取り決め事項」といいます)、取引説明書、契約約款及び取り決め事項を総称して、以下「契約約款等」といいます)を熟読し、FX-Bridge 取引の特徴や仕組み等、または取引に関する内容を十分に理解して頂き、国泰キャピタルと FX-Bridge 取引を行うにあたっては、契約約款等の内容をご承認頂いたものとします。

### 第1条 FX-Bridge 取引とは

FX-Bridge 取引とは、取引金額の一部として証拠金を預託して頂くことにより行う金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する店頭デリバティブ取引で、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常 2 営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまで建玉の継続を可能にした取引を言います。

顧客による FX-Bridge での取引は、国泰キャピタルが相手方となって取引を成立させる相対取引です。

### 第2条 法令等の遵守

(1)顧客及び国泰キャピタルは、FX-Bridge 取引を行うにあたり法令その他の諸規則を遵守するものとする。

(2)顧客はFX-Bridge 取引を利用するにあたり、契約約款等に同意し、これを遵守するものとする。

### 第3条 FX-Bridge 取引のリスク及び自己責任の確認

顧客は契約約款等の内容を承諾頂く他、次の各号に掲げる内容を充分把握し、リスクについて充分理解した上で顧客の判断と責任において、FX-Bridge 取引を行うことを確認する。

外国為替証拠金取引は、少額の取引証拠金と比べ取引総代金が大変高額となる取引を致しますので、為替市場の動向が顧客のお考えどおりになった場合、一度に多額の利益を獲得することがあると同時に、顧客の意図した方向の反対に進んだ場合は、思わぬ損失につながることもございます。

### 為替変動リスク

FX-Bridge 取引は、元本や利益が保証されている商品ではありません。世界の政治情勢や各国の経済景気状況、世界の商品市況や金融動向、更に国際紛争や災害に至るまで、あり

とあらゆるものが外国為替市場の変動要因であり為替相場変動リスクとなります。外国為替は 2 つの通貨の交換レートですので、取引通貨のみならず価格通貨の相場変動においても顧客の純資産額に変動をもたらします。

#### オンライン取引等に関するリスク

世界情勢の急変や天災、テロ、インターネット環境等の不具合、取引システムに対するサイバー攻撃等による通信障害等からもたらされる不慮の損失の可能性も大きなリスク要因のひとつです。

#### 金利変動リスク並びに流動性リスク

取引対象通貨の市場金利が変動した場合、スワップポイントも変動します。その為、スワップポイントも受取から支払に転じる事などもあり、金利の変動もリスク要因のひとつです。また外国為替市場は、他のマーケットと比べまして絶大なる流動性を有しておりますが、クリスマス前後等の市場参加者の少ない時期は薄商いのなかで上下に大きく動く(ハイヴォラティリティ)場合があり、意図したお取引ができない可能性もあります。これは、一般にリクイディティリスクと呼ばれています。

#### 信用リスク

顧客と国泰キャピタルが行い FX-Bridge 取引から発生する顧客の国泰キャピタルに対する債権は、一般の債権者と同様に取り扱いわれます。

顧客の大切な預託金は、金融商品取引法に基づき国泰キャピタル固有の財産と完全に分離し整然と保管されておりますが、預託金の一部はカバー取引の証拠金としてカバー取引先に預託されております。従いまして、カバー取引先の信用状況によっては顧客が損失を被る危険性 = 取引先リスクも存在しております。

#### 相場急変によるスリベッジリスク

国泰キャピタルでは、急激な為替相場の変動からくる顧客の損失を限定するため、「自動ロスカット方式」を採用しております。これは常に行われている値洗いによる顧客の純資産額(残高)が維持証拠金(使用証拠金)の額を下回った場合、未決済建玉の全てが自動的に決済されるものですが、為替相場の状況次第で自動ロスカット執行価格がトリガー価格(自動ロスカット発動価格)から大きく乖離する場合(スリベッジ)があります。同様にストップロス注文等の約定価格にもスリベッジが発生する場合があります。これらも為替相場変動リスクのひとつですが、前述のものとは異なった性質をもっていますので特記するものです。

#### 外国為替証拠金取引約款

FX-Bridge 取引において通常考えられるリスクは取引説明書及び契約約款に開示されておりますが、リスクとしてはこれらが全てではないことをご理解ください。

このように外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合は又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分研究し、自己の資力、取引経験及び取引の目的等

に照らして適切であると判断する場合のみ、自己の責任において行うことが肝要です。

#### 第4条 外国為替証拠金取引口座による処理

FX-Bridge 取引においては、証拠金、建玉の決済取引について反対売買を行った場合の差損益金、その他顧客と国泰キャピタルの間で授受される金銭は、すべて国泰キャピタルに設ける外国為替証拠金取引口座で処理をするものとする。

#### 第5条 口座開設にあたって

(1)顧客は、FX-Bridge 取引を行うために外国為替証拠金取引口座を設けるには国泰キャピタルのホームページ内にある口座開設申込みフォームまたは国泰キャピタル指定の書面に必要事項を記入し、所定の本人確認書類その他国泰キャピタルが求める書類を添えて申込むことが必要であり、その申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。

契約約款等を熟読し、これらに同意すること。

FX-Bridge 取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し、自己の判断と責任でFX-Bridge 取引を行うこと。

国泰キャピタルと電子メールもしくは電話で常時連絡が取れること。

FX-Bridge 取引にかかる報告書面の電子交付に同意すること。

国泰キャピタルからの金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思のあること。

国泰キャピタルが定める「プライバシーポリシー」と題する書面を読み、個人情報の取り扱いに同意すること。

顧客が法人の場合、FX-Bridge 取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、FX-Bridge 取引のために必要な法令上の手続及び内部手続や体制を有していること。

(2)口座開設については、国泰キャピタルの審査基準に基づき適否を判定するものとし、顧客は国泰キャピタルが口座開設を承諾した場合に限り、FX-Bridge 取引を行うことができる。なお、国泰キャピタルにおける審査の結果顧客の口座開設を承諾しないこととした場合においては、その理由については、いかなる場合においても開示しないものとする。

#### 第6条 ユーザー名、口座番号及びパスワードの管理

(1)FX-Bridge 取引のための外国為替証拠金取引口座開設完了後、国泰キャピタルは顧客にユーザー名、口座番号及びパスワードを通知し、通知後のユーザー名、口座番号及びパスワードの管理は、顧客がその責任において行う。

(2)前項に基づき国泰キャピタルが通知したユーザー名、口座番号及びパスワードを使用できるのは顧客ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡することはできない。

#### 第7条 証拠金

(1)顧客は、FX-Bridge 取引を行うに際し、取引によって生じる顧客の全ての債務を担保するため、国泰キャピタルが定める方法により、事前に国泰キャピタルに対し必要な外国

為替取引証拠金(以下、「証拠金」という)を預託するものとする。

(2)前項の証拠金の金額は、取引説明書に定める金額とする。

#### 第8条 証拠金の返還

顧客が、国泰キャピタルに預託している証拠金の額が預託すべき証拠金の額を超過する場合において、顧客から当該超過する額の全部、または一部の返還請求があった場合においては、国泰キャピタルは、日本円の場合は顧客の出金依頼日を含む2営業日(外貨の場合は6営業日)以内に、口座開設時に「外国為替証拠金取引口座開設申込書」に指定されております顧客本人名義の銀行口座にお振り込みいたします。

また、振込み手数料については、日本円の場合は国泰キャピタルが負担しますが、外貨の場合は顧客にご負担願います。

#### 第9条 売買注文の種類

FX-Bridge 取引において顧客が行うことのできる取引及び注文の種類は取引説明書に定めるものに限るものとする。

#### 第10条 注文時間

顧客は、取引説明書に定める時間内において、取引説明書「取引の手続き」に従い、必要事項を入力または指示し、注文(以下、「売買注文」という)を行うこととする。また、国泰キャピタルは注文時間を顧客に事前通知することなく変更できるものとする。

#### 第11条 注文の取消・変更

顧客は、売買注文にかかる取引の約定が成立するより前に限り、FX-Bridge 取引における注文の変更及び取消を行うことができるものとする。

#### 第12条 注文の執行

顧客が売買注文を行い、国泰キャピタルがこの受信を確認した後に、当該売買注文は執行される。但し、次の事項の何れかに該当する場合は売買注文の執行を行わない。

顧客の取引口座の取引証拠金に何らかの事情で不足が生じる場合

その他、国泰キャピタルが不相当と判断した場合。

#### 第13条 取引の数量

FX-Bridge 取引において取引可能な額は、契約約款第7条に基づき顧客が預託した証拠金の範囲内とする。

#### 第14条 為替レートについて

(1)国泰キャピタルは、FX-Bridge 取引による各通貨における売付け価格と買付け価格については、インターバンク市場のレートを基準に、国泰キャピタルが顧客に対して独自にレートを提示して、適用するものとする。また、売付け価格と買付け価格にはスプレッドがあります。スプレッドとは、各通貨の売付け価格(売る時のレート)と買付け価格(買う時のレート)との差額をいい、各カバー先金融機関が銀行間外国為替市場(インターバンク市場)の価格を基準として決定した価格に、国泰キャピタルで経済状況・市場競争力等を勘案し1~5銭(ポイント)を加えて決定していますが、為替市場の状況次第では拡大される場合

があります。

(2)当該提示レートは、顧客が期待した売付け価格、買付け価格、またはスプレッドと同一にならない場合がある。

#### 第 15 条 決済

顧客が取引した FX-Bridge 取引の建玉は、FX-Bridge 取引の取引時間内において、顧客の意思で反対売買をすることにより決済することができる。

#### 第 16 条 純資産額の値洗い評価

(1)顧客の所有する FX-Bridge 取引の建玉については、常に国泰キャピタルが提示する売付け価格、買付け価格によって適宜、純資産評価される。

(2)顧客は、顧客から国泰キャピタルに対し預託された証拠金、売買差益金、その他の金銭(以下、「預託金」という)及び純資産額(残高)について、自己の責任において監視・管理するものとし、契約約款第 19 条所定の自動ロスカット等の処理につき、国泰キャピタルは一切責任を負わない。

#### 第 17 条 預託金による債務の弁済

(1)顧客の国泰キャピタルに対する預託金は、FX-Bridge 取引により生じる顧客の全ての債務に共通の担保となる。

(2)国泰キャピタルは FX-Bridge 取引にかかる顧客の債務について、顧客からその弁済を受けるまでは、第 8 条、第 18 条第 3 項の規定に係わらず、前項の金銭を担保として、留保することができる。

#### 第 18 条 国泰キャピタルによる決済

(1)下記の場合においては、国泰キャピタルが顧客の意思に関係なくこれを反対売買することができる。

第 19 条に該当する場合。

第 21 条に定める期限の利益の喪失の場合。

(2)顧客は、前項の処理が行なわれたことに起因して発生した損害について国泰キャピタルに対して一切の異議を唱えないこととする。

(3)国泰キャピタルは本条第 1 項の規定により反対売買を行った場合には、その約定値段により売買損益を計算し、当該売買損益の受払いを行うものとする。

#### 第 19 条 自動ロスカット

国泰キャピタルでは、急激な相場変動による顧客の損失を限定するため、顧客の純資産額(残高)が維持証拠金(使用証拠金)の額を下回った場合、国泰キャピタルが顧客に事前通知することなく、未決済ポジションの全部を自動的に決済する(「自動ロスカット」)制度を採用しております。また、相場の状況等によっては執行される価格が自動ロスカットの水準から大きくかい離することがある。

#### 第 20 条 超過債務の処理

第 22 条の差引計算によっても顧客の債務の全額を消滅させるのに足りないときまたは反

対売買により生じた差損額が預託金の額を超えたときその他これに限らず預託金の額を超える債務が発生したときにはその超過する債務を、顧客は国泰キャピタルに対し、直ちに支払うものとする。

#### 第 21 条 期限の利益の喪失

(1)顧客について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、顧客は、国泰キャピタルから何らの通知、催告等がなくても、FX-Bridge 取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

口座開設申込時またはその後に虚偽の申告または届出をしたことが判明した場合。

支払の停止または破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立その他これらに類する倒産手続きの申立があった場合。

手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

顧客の FX-Bridge 取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合。

顧客の FX-Bridge 取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または、競売手続の開始があった場合。

外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合。

住所変更の届出を怠るなど顧客の責めに帰すべき事由によって、国泰キャピタルに顧客の所在が不明となったとき、あるいは、国泰キャピタルよりの電話等による連絡等が不可能であると国泰キャピタルが判断した場合。

死亡したことを国泰キャピタルが確認した場合。

心身機能の重度な低下により、FX-Bridge 取引の継続が著しく困難または不可能となったことを国泰キャピタルが確認した場合。

(2)下記の事由の何れかが生じた場合には、顧客は、国泰キャピタルからの請求によって FX-Bridge 取引及び建玉にかかる債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。

顧客の国泰キャピタルに対する取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合。

顧客が国泰キャピタル Web サイトの運営または国泰キャピタルの電気通信設備に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為を行ったと国泰キャピタルが認定した場合。

顧客が契約約款等に違反した場合。

前 3 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じ、または国泰キャピタルが取引を継続する事が不適切であると認めた場合。

(3)第 1 項、第 2 項の各号いずれかの事由に該当しうる事象が生じた場合には顧客、相続人または合理的な事由を有する利害関係人は国泰キャピタルに対し書面をもってその旨の報告を行うこととする。

#### 第 22 条 差引計算

(1)顧客が、前条第1項各号または第2項各号に列挙する事項のいずれかに該当した場合、顧客の債務と、顧客の国泰キャピタルに対するFX-Bridge取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとする。

(2)前項の相殺ができる場合には、国泰キャピタルは事前の通知及び所定の手続きを省略し、預託金を顧客の債務の弁済に充当することができることとする。

(3)前2項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息や遅延損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、顧客の債務についての遅延損害金は、本約款第32条に定める利率によるものとする。また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は計算実行時の東京外国為替市場におけるTTS(対顧客直物電信売相場)を適用し、外貨建ての債権を円貨に換算するときにはTTB(対顧客直物電信買相場)を適用するものとする。但し、計算実行時に当該相場が存在しない場合にはそれぞれ直前の東京外国為替市場におけるTTS・TTBを適用するものとする。

#### 第23条 充当の指定

差引計算その他の方法による顧客の債務の弁済があつたにもかかわらず、当該債務の全額を消滅させるのに足りないときは、顧客の債務の弁済の充当は、国泰キャピタルが適当と認める順序方法により行うものとする。

#### 第24条 取引手数料

FX-Bridge取引では、インターネット取引、コールセンター取引のいずれのルートを辿っても、顧客が新たなポジションを建てた時点で、顧客の取引口座の預金から、取引説明書に定める手数料が差し引かれる。

#### 第25条 決済条件の変更

天変地異、経済情勢の激変その他やむをえない理由に基づいて決済期日の変更等、決済条件の変更を行った場合には、その時の外国為替市場の取引上の措置に従うものとする。

#### 第26条 預託金銭の利息

国泰キャピタルは預託金に対してその利息は付さないものとする。

#### 第27条 諸通知

国泰キャピタルから顧客への以下の諸通知については、Eメール、顧客用照会画面または文書にて通知することとする。

預託金受領の通知

取引報告書

残高照合書

その他国泰キャピタルが必要と認めた通知及び報告書

#### 第28条 通知の効力

国泰キャピタルに顧客が届出たEメールアドレス、住所または所在地宛に国泰キャピタルよりされた諸通知が、Eメールアドレス変更、転居、不在、その他顧客の責めに帰すべ

き事由により延着し、または不到達となった場合、通常到達すべきときに到着したものとみなす。

#### 第 29 条 届出事項の変更

国泰キャピタルに届出した顧客の氏名、住所、もしくは所在地、その他の事項に変更があった場合には、顧客は国泰キャピタルに対し、遅滞なく顧客の取引画面または所定の方法により、必要な添付すべき書類とともにその旨を届出するものとする。

#### 第 30 条 免責事項

国泰キャピタルは、次に掲げる事項によって生じた顧客の損害については、一切その責任を負わない。

政府の規制等による外国為替市場の規制や取引の停止、天変地異、戦争、ストライキ、通信施設の故障や機能停止、システム障害または異常レートその他不可抗力と認められる事由により、売買注文その他 FX-Bridge 取引の実行に支障をきたしたことにより生じた損害。

顧客のユーザー名、パスワード等を顧客ご自身が入力したか否かに関わらず、所定の書類に記載されたユーザー名等と相違ないものと国泰キャピタルが認めて、金銭の授受、その他の処理を行なったことにより生じた損害。

FX-Bridge 取引の利用による売買注文に際し、ユーザー名、口座番号、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害。

顧客の利用しているパソコン、電話その他端末の不正利用、取扱いにより、売買注文が執行され、または執行されなかったことにより生じた損害。

売買注文内容の誤入力等、顧客が必要な確認を怠ったため当該売買注文が執行され、または執行されなかったことにより生じた損害。

パスワードの誤入力、忘却等、顧客自身の責任により、顧客が売買注文を出せなかったことにより生じた損害。

顧客が国泰キャピタルに対し行うべき住居等の変更届出手段を遅滞なく行わなかったことにより生じた損害。

国内外の金融機関の取扱時間外または国泰キャピタルの取扱時間外であるために、顧客の注文に応じ得ないことにより、顧客に生じた損害。

その他、国泰キャピタルの責めに帰すことができない事由の発生により、顧客が被った損害。

#### 第 31 条 債権譲渡等の禁止

国泰キャピタルに対して顧客が有する FX-Bridge 取引にかかる債権及び契約上の地位は、これを他人に譲渡または質入れその他の処分が出来ないものとする。

#### 第 32 条 遅延損害金の支払い

顧客が FX-Bridge 取引において行う取引に関して債務の履行を怠った場合、顧客は国泰キャピタルに対して履行期日の翌日(当該日を含む)より、履行の日(当該日を含む)まで、

年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### 第 33 条 報告書の作成及び提出

(1) 国泰キャピタルは、顧客に係る取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求された場合、国泰キャピタルが当該機関等に係る報告をすることに対し顧客はこれに異議を唱えないこととする。

(2) 前項の規定に基づく報告書その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、国泰キャピタルは免除されるものとする。

#### 第 34 条 解約

(1) 顧客から解約の申し出があったときは直ちに解約するものとする。また、第 21 条第 1 項各号または第 2 項各号に掲げる事項もしくは以下の各号に定める事項に該当するときは、顧客に対して解約の通知をすることにより、契約約款等に基づく契約を解除することができる。

顧客の口座が、他人名義もしくは架空名義で開設されていたことが明らかとなった場合及び名義人の意思によらずに開設されたことが明らかとなった場合。具体的には、下記の場合を指すが、これらに限られない。

ア...名義人から、国泰キャピタルに対して名義盗用の申し出があった場合。

イ...警察に名義盗用の被害届出が提出された場合。

顧客が FX-Bridge 取引にかかる債権及び契約上の地位を譲渡、質入れまたはその他の処分をした場合。

顧客の口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると国泰キャピタルが判断した場合。

顧客が契約約款等の条項及び国泰キャピタルの定める諸規定の何れかに違反した場合。

国泰キャピタルが口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じない場合。

顧客が FX-Bridge 取引を行うにあたり、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等により取引を行ったと国泰キャピタルが判断した場合。

顧客と国泰キャピタルとの間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、国泰キャピタルが解約すべきと判断した場合、その他顧客が FX-Bridge 取引を利用することが不相当だと、国泰キャピタルが判断した場合。

第 36 条に定める契約約款の変更に顧客が同意しない場合。

(2) 前項の場合において、本口座に建玉が存在する場合の当該建玉の処理は、顧客から解約の申し出があった場合については直ちに行なうものとする。また、国泰キャピタルより通知をした場合には、当該通知が到達した後、速やかに、処理を行うこととする。

#### 第 35 条 FX-Bridge 取引の利用停止

(1) 国泰キャピタルは、次の場合に FX-Bridge 取引の提供を停止し、取引口座を閉鎖することがある。

前条第1項各号のいずれかに該当する場合。

逮捕または勾留された場合など、顧客本人による取引が行えないと判断される場合。

(2)建玉がなく、かつ、顧客の取引口座の残高が取引を行いうる金額に満たない状態が1年以上続いた場合には国泰キャピタルの判断により取引口座の残高を予め顧客が指定した出金先口座へ出金手続きを行ったうえ、取引口座を閉鎖することがある。

#### 第36条 契約約款等の変更

(1)契約約款等は法令等の変更、監督官庁の指示、その他国泰キャピタルの必要が生じたときは改訂することができる。

(2)契約約款等の改訂が顧客の従来の特権を制限する、もしくは顧客に新たな義務を課すものであったときには、国泰キャピタルのホームページ上で通知するなど、国泰キャピタルの定める方法により通知する。

(3)前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、顧客の国泰キャピタル会員画面への連絡による方法にかえることができるものとする。

(4)契約約款等の変更に関する異議がある場合は国泰キャピタルがその都度定める期日までに国泰キャピタルに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、顧客はその変更に関する同意したものとして取り扱う。

(5)上記第4項に関わらず、変更の通知後に顧客がFX-Bridge取引の建玉の反対売買以外の取引をされた場合は、契約約款等の変更に関する同意したものとする。

#### 第37条 準拠法

契約約款は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。

#### 第38条 合意管轄

顧客と国泰キャピタルとの間のFX-Bridge取引に関する訴訟については、国泰キャピタルの本店所在地を管轄する裁判所とすることとする。

#### 第39条 クーリングオフ

FX-Bridge取引において、顧客はクーリングオフを行えないものとする。

#### 第40条 分離独立条項

本規約において定めた用語あるいは条項の一部が、違法あるいは無効と判断された場合であっても、それ以外の用語あるいは条項は当然に有効であり、準拠法の範囲内で最大限の効力を有するものとする。

以上

平成19年10月10日改訂